

令和6年第1回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

目 次

議案第 1 号 令和 5 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第 1 号）

議案第 2 号 令和 6 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

議案第 3 号 福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する
条例の一部を改正する条例案

議案第 4 号 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例案

議案第 5 号 福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例案

議案第1号

令和5年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第1号）

△印減

（総 則）

第1条 令和5年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道用水供給事業費用	13,035,855 千円	△ 37,436 千円	12,998,419 千円
第1項 営業費用	12,894,367 千円	△ 50,000 千円	12,844,367 千円
第3項 特別損失	920 千円	12,564 千円	13,484 千円

（債務負担行為）

第5条の債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
管路整備工事 （令和5年度分）	令和6年度から	令和6年度以降	令和6年度から	令和6年度以降
	令和8年度まで	4,512,000 千円	令和8年度まで	5,000,000 千円

令和6年2月5日提出

福岡地区水道企業団
企業長 中村 貴久

議案第2号

令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 用水供給先 福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、宗像地区事務組合、糸島市

2 年間総供給水量 91,567,674 立方メートル

3 一日平均供給水量 250,870 立方メートル

4 主要な建設改良事業

設備費	事業費	6,071,091 千円
-----	-----	--------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道用水供給事業収益		12,735,143 千円
第1項	営 業 収 益		11,517,982 千円
第2項	営 業 外 収 益		1,210,880 千円
第3項	特 別 利 益		6,281 千円
		支	出
第1款	水道用水供給事業費用		12,058,206 千円
第1項	営 業 費 用		11,954,078 千円
第2項	営 業 外 費 用		99,128 千円
第3項	予 備 費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,072,790千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		4,391,054 千円
第1項	企業債		2,552,000 千円
第2項	国庫補助金		711,263 千円
第3項	出資金		1,127,791 千円
		支	出
第1款	資本的支出		9,463,844 千円
第1項	設備費		6,071,091 千円
第2項	国営事業等負担金		1,919,456 千円
第3項	償還金		1,468,297 千円
第4項	予備費		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
海水淡水化施設 修繕工事 (令和6年度分)	令和7年度	千円 36,000
送水施設修繕工事 (令和6年度分)	令和7年度	46,000
牛頸浄水場等 設備更新工事 (令和6年度分)	令和7年度	991,000
管路整備工事 (令和6年度分)	令和7年度から 令和9年度まで	令和7年度以降 5,604,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
設備費	千円 2,552,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。起債時期は令和6年度とする。ただし、工事又は財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	% 5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元利金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は企業長の定めるところによるものとする。ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。なお、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(構成団体からの補助金)

第9条 水源開発施設整備の支払利息にあてるため構成団体から補助を受ける金額は、10,158千円である。

令和6年2月5日提出

福岡地区水道企業団

企業長 中村 貴久

議案第3号

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

福岡地区水道企業団
企業長 中村 貴久

理由

この条例案を提出したのは、令和6年4月1日に水道法が一部改正され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、規定の整備を行う必要があるによる。

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部
を改正する条例

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成25年福企条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第4号

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

福岡地区水道企業団
企業長 中村 貴久

理由

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員に対して
勤勉手当を支給する必要があるによる。

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年福企条例第9
号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「、第13条及び
第14条（勤勉手当に係る部分に限る。）」を「及び第13条」に改める。

第23条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中
「、第14条（勤勉手当に係る部分に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第5号

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

福岡地区水道企業団

企業長 中村 貴久

理由

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による地方自治法の改正に伴い、規定の整備を行う必要があるによる。

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和48年福企条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。